

エコアクション21ガイドラインの改訂

環境省総合環境政策局環境経済課

●はじめに

持続可能な社会を構築していくためには、あらゆる主体が積極的に環境への取組みを行うことが必要であり、事業者においては製品・サービスを含むすべての事業活動の中に、省エネ、省資源、廃棄物削減などの環境配慮を織り込むことが求められている。

エコアクション21(EA21)は、広範な企業、学校、公共機関などが、そのような環境への取組みを自主的かつ積極的に行うことを促進するための環境経営システムである。すなわち、EA21に取り組むことにより、事業者は効果的・効率的・継続的な環境経営システムを構築・運用・維持することができる。また、環境への目標を持って行動し、その結果を取りまとめ評価するとともに、社会とのコミュニケーションを行うしくみを組織内に整えることができる。

環境省は、EA21を推進するためのガイドラインを策定している。また、これに基づいて、環境への取組みを適切に実施し、環境経営のためのしくみを構築・運用・維持するとともに、適切に環境コミュニケーションを行っている事業者を認証し登録する制度がEA21の認証・登録制度である。

今般、EA21を取り巻く情勢の変化に対応してガイドラインを近日中に改訂するので、その概要を紹介する。

●EA21の環境政策上の位置づけ

EA21は、政府のさまざまな計画の中で持続可能な社会を構築していく上での重要な施策の一つとして、位置づけられている。以下に、主な例を示す。

■環境基本計画－環境から拓く新たなゆたかさへの道－(2006年4月7日閣議決定)

第二部 今四半世紀における環境政策の具体的な展開

第1章 重点分野ごとの環境政策の展開

第7節 市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり

重点的取組事項 「事業者の環境配慮体制の整備」

『環境マネジメントシステムの幅広い事業者への普及を図ります。特に取組の遅れている中小事業者における環境配慮型経営を推進するため、ISO14001の他、中小事業者向けの環境マネジメントシステムであるエコアクション21の普及促進を図ります。』

■21世紀環境立国戦略(2007年6月1日閣議決定)

3. 今後1,2年で重点的に着手すべき八つの戦略

戦略8 環境立国を支える仕組みづくり
事業者の適切な環境管理の推進

『エコアクション21を活用し、業種特性に対応しつつ中小企業における環境管理を促進する』

SME_S_EMS(中小企業向け環境マネジメントシステム)

■環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)(2005年4月1日施行)

第11条2項において、「国は、中小企業者がその事業活動に係る環境配慮等の状況の公表を容易に行うことができるようするため、その公表の方法に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする」と規定され、その措置の一つとしてエコアクション21が位置付けられています。

■環境報告ガイドライン 2007年版(環境省 2007年6月策定)

序章 ガイドラインの改訂にあたって
『環境省では、中小事業者が、比較的容易に環境経営システムの構築及び運用、事業活動における環境配慮の取組の実施及び環境報告書の作成ができるよう「エコアクション21」を策定しています。この「エコアクション21」に規定する「環境活動レポート」の要件を満たして作成・公表されたものは、環境報告書の範疇に含まれます。平成16年度より財団法人地球環境戦略研究機関で認証・登録制度を実施しており、この制度では認証・登録を受けた事業者名及び環境活動レポートを公表しています。』

●EA21ガイドラインの改訂経緯●

環境省では、中小規模を中心とした幅広い事業者に対して、「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動することができる」取り組みやすい方法を提供する目的で、1996年に「環境活動評価プログラム」を策定し、この普及を進めてきた。

一方、製品やサービスを購入する際に、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入する「グリーン購入」や、原材料や部品の調達時に、製品の価格や品質に加えて環境配慮型の製品やサービスを供給する事業者を優先的に選択したり、環境への取組みや環

境経営システムの構築を取引先の条件の一つとしたりする「サプライチェーンのグリーン化」、事業者が事業における環境への負荷や環境への取組みを利害関係者に伝える「環境報告書」等が、広く普及するにつれて、環境活動評価プログラムをこのような動きにも対応したものにする必要が生じた。

一方では、「環境への取組みが第三者から評価されることにより、社会的信用を得られる制度が欲しい」「だが、国際規格であるISO14001の認証・登録費用は高価で、中小企業にはハードルが高い」という事業者の声もあった。

そこで、環境に関する目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んだ結果を評価・改善していくための手続きである「環境経営システム」と、環境報告書等を通じ利害関係者に環境負荷や環境保全の取組みを報告する「環境コミュニケーション」の要素を取り入れるとともに、EA21に適切に取り組む事業者を評価(認証・登録)するために全面的な見直しを行い、2004年に「エコアクション21 2004年版環境経営システム・環境活動レポートガイドライン」を策定した。

また、その後同年10月には財団法人地球環境戦略研究機関の持続性センターにEA21中央事務局が設置され、ガイドラインに基づくEA21認証・登録制度が開始された。

以後、EA21の認証・登録件数は順調に増加し、2009年10月現在では4,000件を超える事業者が認証・登録を受け、毎年約1,000件のペースで増えている。この間、

- ・2004年版ガイドラインを策定する際に前提とした、「環境報告書ガイドライン2003年度版」や「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン2002年度版」が、「環境報告ガイドライン2007年版」として統合され、新たな指標や概念が盛り込まれたこと
- ・地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度が施行され、算定

表1 名称の比較

	2004年版	2009年版
表題	エコアクション21 2004年版－環境経営システム・環境活動レポートガイドライン	エコアクション21ガイドライン2009年版
4つのパート	環境への負荷の自己チェックの手引き 環境への取組の自己チェックの手引き 環境経営システムガイドライン 環境活動レポートガイドライン	2004年版と同じ 2004年版と同じ 環境経営システム 環境活動レポート

方法等が変更されたこと

などの新たな動きがあり、EA21の内容も、これらに対応する必要が出てきた。

また、新たに取り組む事業者が年々増えていく中で、中小事業者には用語や内容が分かりにくいという声や、チェックリストの使い方や環境活動レポートの書き方が分からぬ等の声があることなどから、このたび「エコアクション21ガイドライン2009年版」として改訂を行うこととした。

●今回の改訂について●

今回の改訂の全体的な方向性および主なポイントは次のとおり。

●全般的な方向性

- ・中小事業者にもより分かりやすく、理解しやすいガイドラインとするため、全体構成、用語の使い方、表現方法等に配慮した。
- ・EA21に自主的・積極的に取り組む事業者を評価(認証・登録)するためのしくみである認証・登録制度をガイドラインの中に明確に位置づけた。
- ・持続可能な社会の構築に向けて、EA21がより貢献するために、また事業者の環境経営をさらに促進するために、環境経営システムの要求事項および環境活動レポートの要求事項等を見直し・追加した。

●ポイント

(1) 名称について

「エコアクション21 環境経営システム・環境活動レポートガイドライン 2004年版」は4つのパートから構成されており、この中

表2 環境経営システムの要求事項

1	取組みの対象組織・活動の明確化
2	環境方針の策定
3	環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価
4	環境関連法規等の取りまとめ
5	環境目標及び環境活動計画の策定
6	実施体制の構築
7	教育・訓練の実施
8	環境コミュニケーションの実施
9	実施及び運用
10	環境上の緊急事態への準備及び対応
11	環境関連文書及び記録の作成・管理
12	取組状況の確認並びに問題の是正及び予防
13	代表者による全体の評価と見直し

下線は今回の追加項目

に、環境経営システムガイドラインと環境活動レポートガイドラインという2つのガイドラインが組み込まれていた。しかし、2009年版においては全体を一つのガイドラインとみなし、表題を「エコアクション21ガイドライン2009年版」として、各パートの名称からガイドラインの文言を削除した(表1)。

(2) 全体構成について

EA21の認証・登録制度も開始後5年が経過し、EA21に取り組む多くの事業者が認証・登録を受けることをめざしていることから、EA21ガイドラインの中に、認証・登録に関する章を新たに加えた。合わせて、理解しやすいように全体の構成も変更した。

(3) 環境経営システムの要求事項について
 ①認証・登録に関して必ず満たすべき環境経営システムの要求事項に、「取組みの対象組織・活動の明確化」を加え、12項目から13項目とした(表2、図参照)。これは、環境問題

SME_S_EMS(中小企業向け環境マネジメントシステム)

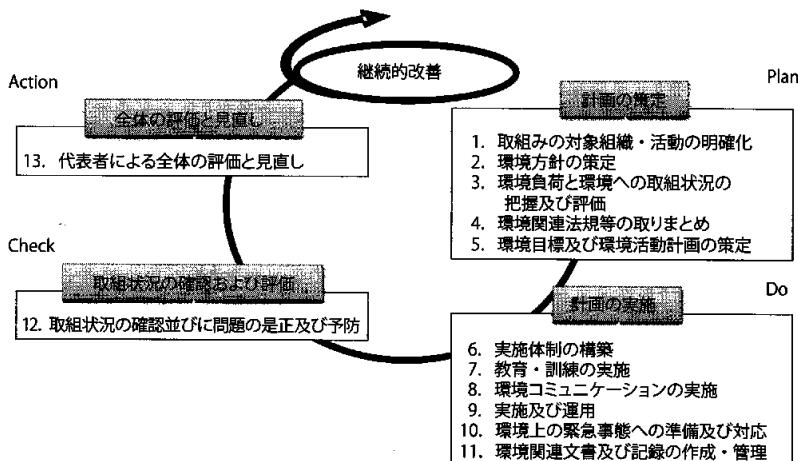


図 環境経営システムとPDCAサイクル

環境経営システムの要求事項は、取り組まなければならない項目を規定しているが、どのような方法および内容であればその要求事項に適合するかは、事業者の業種・業態、規模等により異なると考えられる。どのような取組みを、どのように実施すれば効果的・効率的かは、各事業者の創意工夫に委ねられているといえる。

各項目の解説において具体的な方法や内容を示しているので、これを踏まえて環境経営システムを構築、運用、維持し、環境への取組みを積極的に行っていただくことが期待される。

への対応を考えたとき、一部の組織や活動のみを対象にするのではなく、全組織・全活動・全従業員を対象にEA21に取り組むことが必要であることを明確にしたものである。規模が大きい事業者については、環境負荷が比較的大きい事業所から取組みを始め、その後段階的に対象を拡大していくことも可能だが、活動に関しては対象とした組織におけるすべての活動を対象とすること、全組織に段階的に拡大する方針とそのスケジュールを明確にすること、そのことを環境活動レポートに記載することが必要である。

②必ず把握すべき環境負荷の項目として、「化学物質^{注1)}使用量(化学物質を取り扱う事業者の場合)」を追加した(表3)。

③環境目標を策定する項目として、「化学物質使用量の削減(化学物質を取り扱う事業者の場合)」「グリーン購入」および「自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する環

表3 必ず把握すべき環境負荷項目

1	二酸化炭素排出量
2	廃棄物排出量
3	総排水量(または水使用量)
4	化学物質使用量

下線は今回の追加項目

表4 環境目標を策定する項目

1	二酸化炭素排出量削減(または省エネルギー)
2	廃棄物排出量削減(またはリサイクル推進)
3	総排水量削減(節水)
4	化学物質使用量の削減
5	グリーン購入
6	自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する環境配慮

下線は今回の追加項目

境配慮」の3項目を必須として追加した(表4)。

(4) 環境活動レポートの要求事項について
環境活動レポートに最低限盛り込むべき内容について、これまで解説に記載されていた内容を含め、4点(組織概要、対象範囲、次年度への取組内容、代表者による全体評価と

注1) 化学物質；人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれのあるもの
[PRTRを読みとくための市民ガイドブック(環境省)より]

エコアクション21ガイドラインの改訂

表5 環境活動レポートの記載項目

1	組織の概要(事業所名、所在地、事業の概要、事業規模等)
2	対象範囲(認証・登録範囲)、レポートの対象期間及び発行日
3	環境方針
4	環境目標
5	環境活動計画
6	環境目標の実績
7	環境活動計画の取組結果とその評価、次年度への取組内容
8	環境関連法規等の遵守の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無
9	代表者による全体評価と見直しの結果

下線は今回の追加項目

見直しの結果)を要求事項の中に追加し、5項目から9項目とすることにより、さらに充実した環境活動レポートが書けるようにした(表5)。

(5) 環境への負荷の自己チェックの手引き
およびチェックシートについて

「環境報告ガイドライン2007年版」の策定を踏まえ、環境負荷の把握項目について見直しを行い、中小事業者にとって把握しやすい項目とした(表6)。

(6) 環境への取組みの自己チェックの手引き
およびチェックシートについて

「エコアクション21ガイドライン2004年版」に準じた業種別ガイドラインが策定されたことを受けて、明らかに特定の業種にしか該当しない取組みをリストから外し、内容を整理した。

この他にも、環境目標や環境活動計画を策定する際に、事業活動を生物多様性の観点から見直すことを推奨事項として記載したほか、環境関連法規のとりまとめ等が難しいという声を受けて、巻末に環境関連法規集および用語集をつけるなど、新たな工夫をしている。

表6 環境負荷の把握項目

1	温室効果ガス排出量(二酸化炭素は必須)
2	廃棄物排出量および廃棄物最終処分量(廃棄物排出量は必須)
3-1	総排水量(必須)
3-2	水使用量(総排水量の把握が困難な場合は必須)
4	化学物質使用量
5	エネルギー使用量
6	物質使用量
7	サイト内で循環的利用を行っている物質量等
8	総製品生産量または総商品販売量

下線は今回の追加項目

●今後の予定について●

環境省では、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州のブロックごとに1カ所ないし2カ所、本年12月から来年3月にかけて、EA21にすでに取り組んでいる事業者やこれから取り組む事業者、地方自治体、その他関心のある人に向けて、今回のEA21ガイドライン改訂に関する普及説明会を行うことを予定している。詳細のスケジュールや場所、参加申込み方法については、ホームページでご案内する予定である。

この他にもEA21の普及を推進する立場から、EA21の認証を取得した事業者や今後取得が見込まれる事業者を対象に、認証を取得するために必要な資金や、環境目標等を達成するための設備資金および運転資金について、日本政策金融公庫より低利融資を行う制度を設けており、来年度もこれを続けるべく予算要求をしている。

* * *

今後とも、自主的・積極的に環境に配慮した事業者が市場で評価され、それが動機となって一層の環境保全の取組みが進むことにより、環境と経済の好循環が実現する「持続可能な社会」の確立に向けて、さまざまな施策を進めていく。引き続き、皆様のご協力を賜りたい。